

## 長与町農業委員会委員募集実施要領

長与町の現農業委員が令和8年7月19日をもって任期満了を迎えるにあたり、次期農業委員の募集を行います。

つきましては、農業委員の候補者となる者の推薦及び応募の手續等について、下記の要領により実施いたします。

### 記

#### 1. 職務内容

身分	地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職の非常勤
職務内容	・農地の権利移動や転用に係る調査及び許認可審議（毎月1回の総会出席） ・農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整 ・農地利用最適化推進指針の策定及び変更 ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報酬	「長与町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

#### 2. 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

#### 3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農業委員は、(1)に掲げる者であって、(2)の資格条件のいずれにも該当する者であること。また、(3)欠格条項のいずれかに該当する者は、農業委員となることができない。

(1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

##### (2) 資格条件

- ・原則として町内に住所を有する者
- ・町が設置する他の附属機関の委員にあつては、その兼務が禁止されていない者
- ・長与町に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員でない者
- ・長与町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

### (3) 欠格条項

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 4. 募集を行う人数

12人

## 5. 募集を行う期間

令和8年3月2日から令和8年3月30日まで（29日間）

## 6. 推薦及び応募に係る手続

### (1) 推薦手続

- ①農業委員の候補者を推薦しようとする者が提出する書類は、個人が推薦する場合にあっては長与町農業委員候補者推薦届出書（個人推薦用）（様式第1号）により、法人又は団体が推薦する場合にあっては長与町農業委員候補者推薦届出書（法人・団体推薦用）（様式第2号）による。この場合において、個人による推薦は、2以上の農業者等による連名の推薦を要する。
- ②推薦をしようとする者は、前項に定める届出書に、長与町農業委員会委員候補者推薦届出承諾書（様式第3号）、宣誓書（様式第4号）その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- ③推薦に係る手続は、文書をもって行わなければならない。

### (2) 募集手続

- ①農業委員の募集に応募しようとする者が提出する書類は、長与町農業委員会委員候補者応募届出書（様式第5号）によるものとする。
- ②応募しようとする者は、前項に定める届出書に、宣誓書（様式第4号）その他町長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- ③応募に係る手続は、文書をもって行わなければならない。

（注：農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者になることはできるが、両委員を兼ねることはできない。）

## 7. 募集に係る書類の提出

### (1) 提出方法

書類は封入の上、封筒の表に「農業委員公募」と朱書きし、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による提出は募集期限までに役場に必着するものとする。

(2) 提出場所及び問合せ先

〒 8 5 1 - 2 1 8 5

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 6 5 9 番地 1 長与町農業委員会

電 話 : 0 9 5 - 8 0 1 - 5 8 3 7

F A X : 0 9 5 - 8 8 3 - 3 3 3 7

8. 推薦及び応募状況の公表

(1) 推薦及び応募状況について、町ホームページ等で公表する。

中間公表：令和 8 年 3 月中旬

最終公表：募集期間終了後

(2) 公表する事項

農業委員会等に関する法律施行規則第 6 条に規定された事項

9. 選考方法

長与町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類を基に選考を行う。また、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、令和 8 年 6 月定例町議会の承認を得たのち、町ホームページ等により公表する。

なお、候補者評価委員会による結果の通知文書等を行わない。

10. その他の注意事項

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 推薦届出書及び応募届出書の提出は、農業委員の候補者となるためのもので、農業委員となることが決定されたものではない。

(3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。

(4) 推薦及び応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、町農業委員会事務局で入手すること。